

舟橋村条例第3号

舟橋村国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月13日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

舟橋村国民健康保険税条例(昭和36年舟橋村条例第145号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「〔介護納付金〕という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第3項本文中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。))第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税」及び「(昭和25年法律第226号。以下「法」という。))」を削り、「100分の6.2」を「100分の6.5」に改める。

第5条中「23,000円」を「25,000円」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加える。

第6条中「100分の1.9」を「100分の2.3」に改める。

第7条中「7,500円」を「9,000円」に改める。

第8条中「100分の2.0」を「100分の2.25」に改める。

第9条中「8,500円」を「10,000円」に改める。

第9条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.31を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円
- (2) 特定世帯 450円
- (3) 特定継続世帯 675円

第13条第1項第1号ア中「16,100円」を「17,500円」に改め、同号ウ中「5,250円」を「6,300円」に改め、同号オ中「5,950円」を「7,000円」に改め、同項第2号ア中「11,500円」を「12,500円」に改め、同号ウ中「3,750円」を「4,500円」に改め、同号オ中「4,250円」を「5,000円」に改め、同項第3号ア中「4,600円」を「5,000円」に改め、同号ウ中「1,500円」を「1,800円」に改め、同号オ中「1,700円」を「2,000円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,450円」を「3,750円」に改め、同号イ中「5,750円」を「6,250円」に改め、同号ウ中「9,200円」を「10,000円」に改め、同号エ中「11,500円」を「12,500円」に改め、同項第2号ア中「1,125円」を「1,350円」に改め、同号イ中「1,875円」を「2,250円」に改め、同号ウ中「3,000円」を「3,600円」に改め、同号エ中「3,750円」を「4,500円」に改める。

附則第3項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附則第4項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附則第6項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附則第7項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附則第8項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附則第9項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附則第10項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附則第11項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附則第12項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附則第13項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の舟橋村国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。